世田谷区電力の購入契約に関する環境配慮項目評価基準

世田谷区が電力の購入契約に係る競争入札を実施するにあたり、入札参加資格があるものは、以下のとおりとする。

(1) 下表に掲げる基本項目の 前年度の1kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数、 前年度の未利用エネルギーの活用状況、 前年度の再生可能エネルギーの導入状況の3項目に係る数値について、以下の表に当てはめた場合の評価点の合計が70点以上である小売電気事業者とする。

基本項目	区分	評価点
前年度の1kWh 当たりの調整後二	0.375 未満	7 0
酸化炭素排出係数	0.375 以上 0.400 未満	6 5
(単位:kg-CO2/kWh) 1	0.400 以上 0.425 未満	6 0
	0.425 以上 0.450 未満	5 5
	0.450 以上 0.475 未満	5 0
	0.475 以上 0.500 未満	4 5
	0.500 以上 0.525 未満	4 0
	0.525 以上 0.550 未満	3 5
	0.550 以上	3 0
前年度の未利用エネルギーの活用	1.350%以上	1 5
状況 2	0.675%以上 1.350%未満	1 0
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギーの導	3.00%以上	1 5
入状況	1.50%以上 3.00%未満	1 0
3	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0

- 1 1 kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10年法律第 117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された調整後排出係数をいう。
- 2 前年度の未利用エネルギーの活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値をいう。

A:前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)

B:前年度の供給電力量(需要端)(kWh)

[算定方式]

前年度の未利用エネルギーの活用状況(%) = A (kWh) / B (kWh) x 1 0 0 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- (1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- (2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣

旨から考慮し、含まない。)をいう。

工場の廃熱又は排圧

廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下、「FIT法」という。)第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)

高炉ガス又は副生ガス

- 3 前年度の再生可能エネルギーの導入状況とは、次の項目について算定方式に示す方法で算出した数値をいう。
 - A:前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))
 - B:前年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))(ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギー固定価格買取制度による買取電力量は除く)
 - C:前年度の供給電力量(需要端(kWh))

〔算定方式〕

前年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = (A + B)(kWh)/C(kWh) x 100 再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない。) 地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。

- 4 世田谷区環境に配慮した電力の購入契約に係る競争入札に関する要綱第4条第1項に規定する事業開始予定者の評価については、本評価基準について以下の読み替えを行い適用する。
 - 「前年度の1kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数」とあるものは「事業開始年度における1kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数の計画値」と読み替える。
 - 「前年度の未利用エネルギーの活用状況」とあるものは「事業開始年度における未利用エネルギーの活用状況の計画値」と読み替える。
 - 「前年度の再生可能エネルギーの導入状況」とあるものは「事業開始年度における再生可能エネルギーの導入状況の計画値」と読み替える。
- 5 事業開始予定者は、計画値の算定にあたっては別紙「電力の小売営業に関する指針」(案)(経済産業省)に則り算定を行うこと。